

◇大阪市水道局契約規程の一部を改正する規程

- 1 随意契約による売払い又は貸付けの申込保証金について、納付時期を明らかにするとともに入札保証金の規定を準用する範囲を整理しました。
- 2 この規程は、令和８年９月１日から施行することにしました。

（水道局総務部管財課）